三十八　第四条第一項第二十五号イの爆発試験場等	三十八　爆発試験場、燃焼試験場、発射試験場又は廃薬焼却場について、危険区域内に設置されていることを、目視により検査する。
三十八の二　第四条第一項第二十五号ロの土堤、防爆壁又は防火壁その他の延焼を遮断するための措置	三十八の二　土堤又は防爆壁を設置したものについては、土堤又は防爆壁を、別表第二第十六項又は第十八項に掲げる完成検査の方法により検査し、防火壁その他の延焼を遮断するための措置を講じたものについては、当該措置の状況を、目視及び図面により検査する。ただし、火薬類が爆発し又は発火することにより周辺の施設に危害を及ぼすおそれがない場合には、当該おそれがないことを、目視、図面又は記録により検査する。

三十八　第四条第一項第二十五号の爆発試験場等	三十八　爆発試験場、燃焼試験場、発射試験場又は廃薬焼却場について、危険区域内に設置し、かつ、その周囲の樹木、雑草等を伐採した状況を、目視により検査する。
［新設］	［新設］

三十八の三　第四条第一項第二十五号ハの周囲の火災を防止するための措置	三十八の三　周囲の火災を防止するための措置の状況を、目視、図面又は機器等の作動試験若しくはその記録により検査する。
三十九　第四条第一項第二十六号の火薬類等の運搬容器	三十九　火薬類又はその原料を運搬する容器について、当該火薬類又はその原料と化学反応を起こさない材料を使用し、かつ、確実に蓋のできる構造となつていることを、目視及び記録により検査する。
三十九の二　［略］四十　第四条第一項第二十七号の危険区域内で火薬類を運搬する運搬車	三十九の二　［略］四十　危険区域内で火薬類を運搬する運搬車について、運搬する火薬類その他周囲の火薬類の爆発又は発火を防止するための措置の状況を、目視及び図面等により検査する。
四十一　第四条第一項第二十八号の火薬類の運搬通路の路面及び勾配	四十一　火薬類の運搬通路について、路面及び勾配の状況を、目視又は測定器具を用いた測定若しくはその記録により検査する。

［新設］	［新設］
三十九　第四条第一項第二十六号の火薬類等の運搬容器	三十九　火薬類又はその原料を運搬する容器について、収容物と化学反応を起こさない材料を使用し、かつ、確実にふたのできる構造となつていることを、目視及び記録により検査する。
三十九の二　［略］四十　第四条第一項第二十七号の危険区域内で火薬類を運搬する運搬車	三十九の二　［略］四十　危険区域内で火薬類を運搬する運搬車の構造を、目視及び図面等により検査する。
四十一　第四条第一項第二十八号の火薬類の運搬通路の路面及びこう配	四十一　火薬類の運搬通路の路面の状況を目視により検査し、当該路面のこう配を水準器その他の測定器具を用いた測定又はその記録により検